

公益財団法人とかち財団 食品加工技術センター研修生受入要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人とかち財団（以下「財団」という。）が、財団の管理運営する北海道立十勝圏地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）において、人材養成事業の一環として受け入れる研修生に関して必要な事項を定め、技術センターの適正な管理運営を図ることを目的とする。

(研修生の受け入れ)

第2条 財団は、十勝圏域の企業、市町村及び団体、研究グループ等（以下「企業等」という。）が、食品加工技術の習得を目的として職員等を派遣する場合に、その職員等を研修生として受け入れるものとする。

2 財団理事長（以下「理事長」という。）は、財団及び技術センターの業務に支障がない範囲において、研修生を受け入れることが財団の事業目的及び技術センターの設置目的の達成、ならびに事業成果の普及に資するものであり、かつ、研修生が研修を受けるに必要な能力を有すると認める場合に、研修生の受け入れを受諾するものとする。

(派遣の手続き)

第3条 研修生を派遣しようとする企業等は、研修生派遣申込書（別記第1号様式）に研修生の経歴書を添付した上で、理事長に対し事前に提出しなければならない。

2 理事長は、研修生の受け入れを受諾した場合は、研修生受入受諾書（別記第2号様式）により、遅滞なく企業等に通知するものとする。

(研修協定書の締結)

第4条 理事長は、研修生を受け入れるにあたり、企業等との間に職員研修委託協定書（別記第3号様式）を締結するものとする。

(研修指導職員の指定)

第5条 財団事業部長（以下「事業部長」という。）は、研修生の受け入れの受諾にあたり、財団事業部研究開発課（以下「研究開発課」という。）の職員の中から研修指導職員を指定して、指導業務にあたらせるものとする。

(研修の内容)

第6条 研修の内容は、研究開発課において定める研修実施計画によるものとする。

(研修期間)

第7条 研修期間は、原則として6カ月以内とする。ただし、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 企業等は、前項の研修期間を延長しようとする場合、研修生派遣延長申込書（別記第4号様式）を理事長に提出し、理事長の承諾を得なければならない。

(研修生の義務)

第8条 研修生は、研修期間中において、財団の諸規定ならびに別に定める研修生服務心得を

- 遵守するとともに、研修指導職員をはじめとする財団職員の指示に従わなければならない。
- 2 研修生は、研修期間中知り得た秘密について、研修期間中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負うものとする。

(研修の取り消し)

- 第9条 理事長は、財団及び技術センターの業務に著しく支障が生じた場合、天災その他やむを得ない事由により研修の継続が困難になった場合、若しくは企業等又は研修生が本要領に従わない場合には、研修の取り消しを行うことができる。
- 2 企業等又は研修生が都合により研修を中止しようとするときは、その旨を理事長に届出なければならない。

(費用の負担)

- 第10条 研修生の研修期間中の給与、超過勤務手当、通勤手当、滞在費及び原材料や消耗品等の研修に要する費用については、企業等が負担するものとする。

(傷病の補償)

- 第11条 研修期間中、研修生に発生した負傷及び疾病については、企業等がその補償を行うものとする。

(研修報告)

- 第12条 研修生は、研修を終了したときは、遅滞なく研修報告書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

(その他)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- この要領は、平成6年4月1日より施行する。
この要領は、平成25年4月1日より施行する。

研 修 生 服 務 心 得

研修生は、研修期間中、次のことを守らなければならない。

- 1 研修生の研修時間は、原則として公益財団法人とかち財団（以下「財団」という。）職員の勤務時間に準ずるものとする。
- 2 研修生は、出勤したときは別に定める出勤簿に押印すること。
- 3 研修生は、研修指導職員の指導に従い、研修を受けること。
- 4 研修生は、常に食品加工技術センターの設備、機器及び器具類を大切に扱うこと。
なお、不注意等により破損した場合は弁償させることがある。
- 5 研修生は、毎日の研修内容を別に定めた研修日誌に記入し、1週間毎に研修指導職員に提出すること。
- 6 研修生は、研修期間中に、派遣元の企業等の規定に基づき年次有給休暇等を取得する場合、事前に研修指導職員に報告すること。
- 7 研修生は、研修期間中知り得た秘密について、研修期間はもとより、研修終了後においてもこれを口外しないこと。
- 8 研修生が次の事項に該当するときは、財団は研修を取り消すことがある。
 - (1) 財団及び技術センターの体面を著しく汚す行為があったとき。
 - (2) 正当な理由がなく、しばしば欠勤するとき。
 - (3) 研修指導職員をはじめとする財団職員の指示に従わないとき。
 - (4) 研修意欲に欠けると認められたとき。

(平成 6年4月1日 制 定)
(平成25年4月1日 一部改定)